

議第 23 号

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 3 年の人事院勧告等に鑑み、職員と同様に、常勤の特別職職員（市長、副市長、教育長）の期末手当支給率を引き下げるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは「100分の200」とする。

【参考資料】

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国の令和3年8月10日付け人事院勧告等に鑑み、職員と同様に、常勤の特別職職員（市長、副市長、教育長）の期末手当支給率を引き下げるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当支給率を次表のとおり引き下げます。

常勤の特別職職員（年間▲0.15月）

区分	改定後	改定前
	期末手当	期末手当
6月期	2.150	2.225
12月期	2.150	2.225
計	4.300	4.450

（第5条関係）

（2） この条例は、令和4年4月1日から施行します。

（附則第1項関係）

（3） 令和4年6月支給の期末手当については、令和3年6月及び12月に支給済みの期末手当と調整し、さらに0.15月分下げて支給します。

（附則第2項関係）

